

社会福祉センター広見荘の跡地利用に係るサウンディング型市場調査実施要領

1 目的

富士市では、令和7年3月31日を以て廃止となりました 富士市社会福祉センター広見荘 の建物解体後における跡地の利活用について、交通の利便性が高く、富士市の玄関口の一つである立地を活かし、地域活性化につなげていくことを検討しています。

当該区域は市街化調整区域であり、かつ、東名富士インターチェンジ北地域の土地利用方針の対象区域に該当します。そのため、当該区域で立地可能な用途は、住宅、社会福祉施設、診療所、社会教育施設、文化施設、日用品店舗、ガソリンスタンド、ドライブイン施設に限られます。また、住宅については、既存宅地要件がないことなどが課題となっています。

活用方針を定めるに当たって、現状で市場性の有無について参考となるご意見を募集します。

2 対象施設

富士市社会福祉センター 広見荘（令和8年3月建物解体済み）

所在地：富士市伝法 59 番地

敷地面積：合計 4,143.72 m²（広見荘本体敷地 3,336.72 m²、陶芸棟 807.00 m²）

※詳細は別紙資料「社会福祉センター広見荘の跡地利用について」を参照

3 調査のスケジュール（予定）

内 容	時 期
調査の実施の公表（募集開始）	令和8年8月7日（金）
対象跡地現地見学会（希望者のみ）	令和8年8月下旬～9月下旬で都度調整
提案の募集締め切り	令和8年9月25日（金）
提案に対するヒアリング	令和8年10月5日（月）～10月16日（金）
調査結果の公表	令和8年10月30日（金）

4 調査の実施

（1）調査の参加資格

提案に係る事業を自らが主体的に実施する意向のある民間企業、社会福祉法人、学校法人、NPO法人等の法人、個人事業主、各種団体、個人。ただし、次の（ア）から（カ）までのいずれかに該当する者は、調査に参加することができません。

（ア）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

- (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者
- (ウ) 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者
- (エ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
- (オ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
- (カ) 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(2) 調査参加の申込み

調査の参加を希望する者は、別紙「参加申込書」（富士市ウェブサイトからダウンロード可能）に必要事項及び提案等を記入し、郵送、FAX、電子メール又は直接持参により、募集期間内に資産経営課までご提出ください。※補足資料の添付可

○募集期間 令和8年8月7日（金）～同年9月25日（金）午後5時まで

○参加申込先

富士市財政部 資産経営課 資産活用担当

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地

FAX：0545-51-1479

電子メール：za-shisankeiei@div.city.fuji.shizuoka.jp

(3) 現地見学会（希望者のみ）

調査の参加を希望する者を対象に、各施設の現地見学会を開催します。

○日程等 令和8年8月下旬～9月下旬で都度調整

※30分程度を予定・開始時刻は事前申込時に調整

○事前申込先

富士市財政部 資産経営課 資産活用担当

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地

電話：0545-55-2821

電子メール：za-shisankeiei@div.city.fuji.shizuoka.jp

(4) 提案に対するヒアリング

「参加申込書」の受付後、提案内容に関するヒアリングを実施します。(実施日時、会場、方法等は、調整の上、後日連絡します。)

また、「参加申込書」を提出された方には、ヒアリングに先立ち「ヒアリングシート」を送付します。必要事項を記入のうえ、事前にご提出ください。(提出先や方法等については、後日連絡します。)

○ヒアリング実施期間 令和8年10月5日(月)～同年10月16日(金)(予定)

○ヒアリング所要時間 1者当たり1時間程度

5 調査結果の公表

調査結果は、令和8年10月30日(金)に富士市ウェブサイトで公表します。

なお、公表に当たっては、事前に調査参加者に連絡し、参加者等の名称は公表しません。

6 その他

(1) 地域の要望

地域から、福祉の充実推進的な活用に配慮するよう求められています。

(2) 調査参加費用

調査の参加に要する費用は、参加者の負担となります。

(3) 追加調査の可能性

必要に応じ、追加でヒアリング、アンケート等を実施する場合があります。

(4) 跡利用策の検討

調査の結果を踏まえ、必要度・緊急度・費用などを総合的に判断し、跡地利用策の検討を進めます。

【問合せ先】富士市財政部資産経営課 資産活用担当

電話：0545-55-2821

Fax：0545-51-1479

Mail：za-shisankeiei@div.city.fuji.shizuoka.jp